

ヘリポート使用規約

本規約は予告なく変更する場合がありますので、必ず最新情報を確認すること。

(https://www.fipo.or.jp/robot/use_procedure/)

第一条<目 的>

本規約は、福島ロボットテストフィールド共通使用規約（以下「共通使用規約」という。）第十一条<各施設に関する事項>について、ヘリポートの使用について定めるものである。

第二条<航空法第七十九条ただし書きによる許可>

ヘリポートを「場外離着陸場」として使用する場合は、航空法第七十九条ただし書きによる許可申請書と許可申請に必要な書類に必要な事項を記入のうえ、東京航空局仙台空港事務所へ書類を提出し、手続きを行うこと。

第三条<禁止事項>

共通使用規約第六条に加え、次に示す行為を行ってはならない。

ヘリポートを「場外離着陸場」として使用する場合に、「場外離着陸場」としての使用目的を逸脱して使用する行為

第四条<遵守事項>

ヘリポートを「場外離着陸場」として使用する場合は、共通使用規約第七条に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 離着陸する際は、誘導員を配置する等安全に配慮すること。
- (2) 燃料庫及び燃料の管理は、使用者が責任をもっておこなうこと。

附 則

本規約は、令和2年8月21日から施行する。